

令和6年6月26日
総合事業説明会

総合事業（介護予防・生活支援サービス事業） について

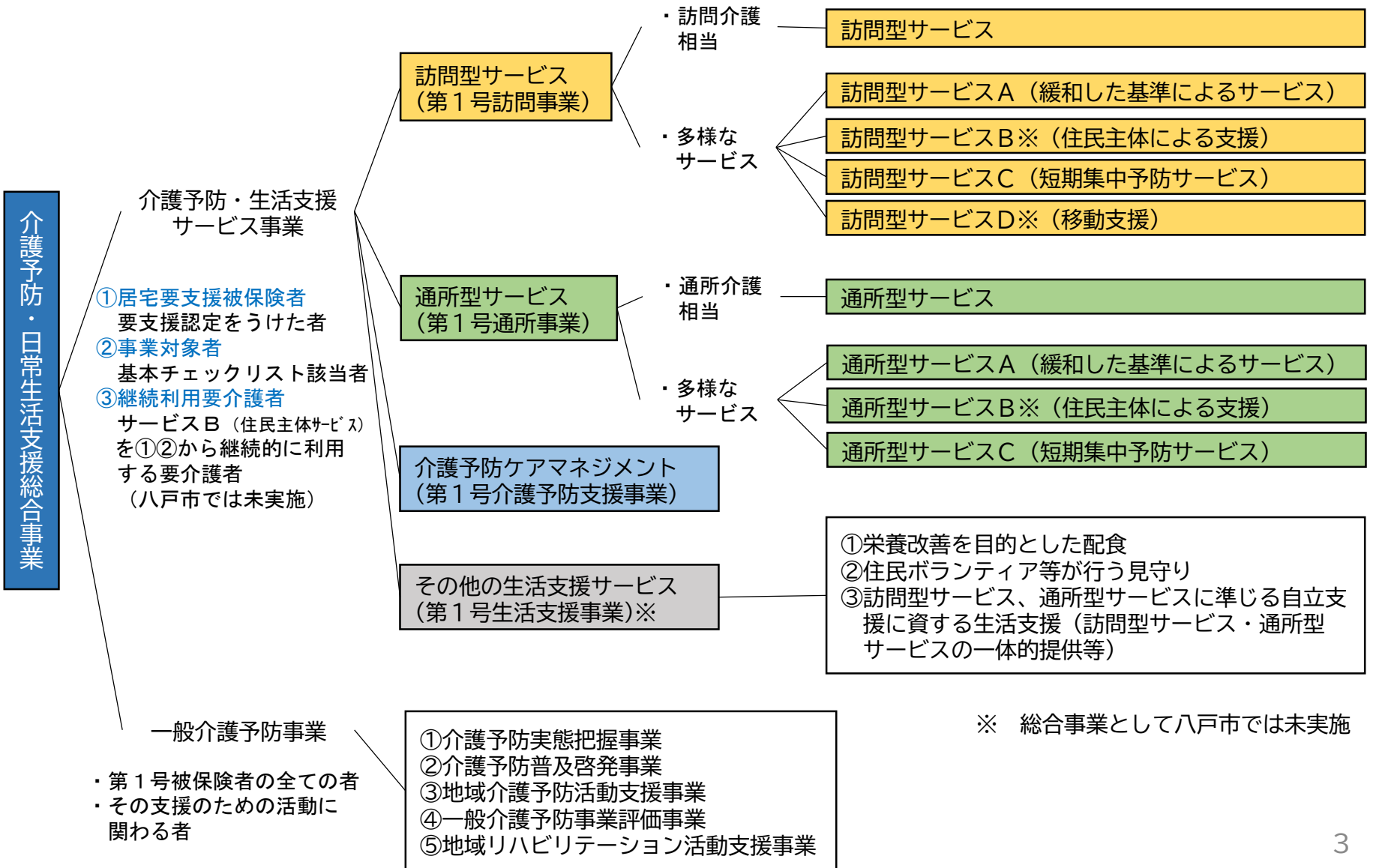
八戸市福祉部高齢福祉課

総合事業の目的・考え方

団塊の世代が75歳以上となる2025年以降、医療・介護の専門職の担い手の確保は困難となる一方で、介護ニーズの高い85歳以上人口は2035年頃まで一貫して増加していく。

総合事業は、介護予防、社会参加及び生活支援を通じて、高齢者が尊厳を保持しながら地域での自立した日常生活を送ることを目指し、高齢者自身が適切に活動を選択できるようにするためのものである。

総合事業の構成



介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス）

サービス種別	サービス内容	実施方法	利用者負担	給付管理
訪問型サービス (訪問介護相当)	訪問介護員による身体介護、 生活援助 利用回数：週1～3回程度	事業者指定	国の報酬告示に定め る額のうち負担割合 証に基づく額	対象
訪問型サービスA (うみねこヘルパー)	市が指定した研修を修了した 訪問支援員による生活援助 利用回数：週2回まで	委託 (シルバー人材センター)	161円/回（～30分） 181円/回（30～45分） ※負担割合証適用外	対象外
訪問型サービスC	管理栄養士による、低栄養状態 の改善に必要な栄養相談や食事 の献立・調理方法の指導等 利用回数：月1回	直接実施 (介護予防センター)	無料	対象外

介護予防・生活支援サービス事業（通所型サービス）

サービス種別	サービス内容	実施方法	利用者負担	給付管理
通所型サービス (通所介護相当)	生活機能向上のための機能訓練 利用回数：週1～2回程度 (要支援は週1回程度) 提供時間：通所介護と同じ (一体的に実施する場合)	事業者指定	国の報酬告示に定める額のうち負担割合証に基づく額	対象
通所型サービスA	緩和した基準による短時間のデイサービス 利用回数：週2回まで 提供時間：2～3時間	事業者指定	325単位/回 (負担割合証に基づく額)	対象
通所型サービスC	①運動・認知複合型プログラム事業 利用回数：月1～2回 提供時間：1時間程度 ②口腔機能向上事業 利用回数時間：月1回30分	委託 ①(特)フォルツァ(株)ロッシュ ②八戸歯科医師会(医)恵心会	①週1回の場合 1,670円/月 週2回の場合 3,340円/月 ②1,560円/月	対象外

介護予防・生活支援サービス事業（介護予防ケアマネジメント）

ケアマネジメントの類型		ケアマネジメントのプロセス
<p>介護予防 ケアマネジメントA</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 基本報酬 442単位 ● 初回加算 300単位 ● 委託連携加算300単位 	<p>事業所指定により実施されるサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 訪問・通所介護相当サービス ● 通所型サービスA <p>短期集中サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 訪問型サービスC ● 通所型サービスC を利用する場合 	<p>アセスメント</p> <ul style="list-style-type: none"> → ケアプラン原案作成 → サービス担当者会議 → 利用者への説明・同意 → ケアプランの確定・交付 → サービス利用開始 → モニタリング・評価 → 給付管理（サービスCは不要）
<p>介護予防 ケアマネジメントB</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 基本報酬 360単位 ● 初回加算 200単位 ● 委託連携加算300単位 	<p>訪問型サービスAのみを利用する場合</p>	<p>上記のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス担当者会議：省略可 ・ モニタリング：2月に1回は電話により、6月に1回は訪問により実施 ・ 給付管理：不要

※ 介護予防・生活支援サービス事業に加えて、予防給付（訪問看護・福祉用具貸与等）を利用する場合、

「介護予防ケアマネジメント」ではなく「介護予防支援」となる。

利用者の状況におけるサービス利用の可否

	訪問介護相当 通所介護相当	訪問型サービスA	通所型サービスA	訪問型サービスC 通所型サービスC
事業対象者 (介護未申請) ※	×	○	×	○
事業対象者 (介護申請済) ※	○	○	○	○
要支援 1・2	○	○	○	○

事業対象者（未申請）：要介護等認定申請をせずに基本チェックリストにより事業対象者となった方

事業対象者（申請済）：要支援の認定を更新せず基本チェックリストにより事業対象者となった方、
要介護認定申請し非該当となり基本チェックリストにより事業対象者となった方

Q&A

問1 訪問型・通所介護サービスを複数利用することは可能か。

答 訪問型・通所型サービスのうち、それぞれ1種類のみ利用可能。

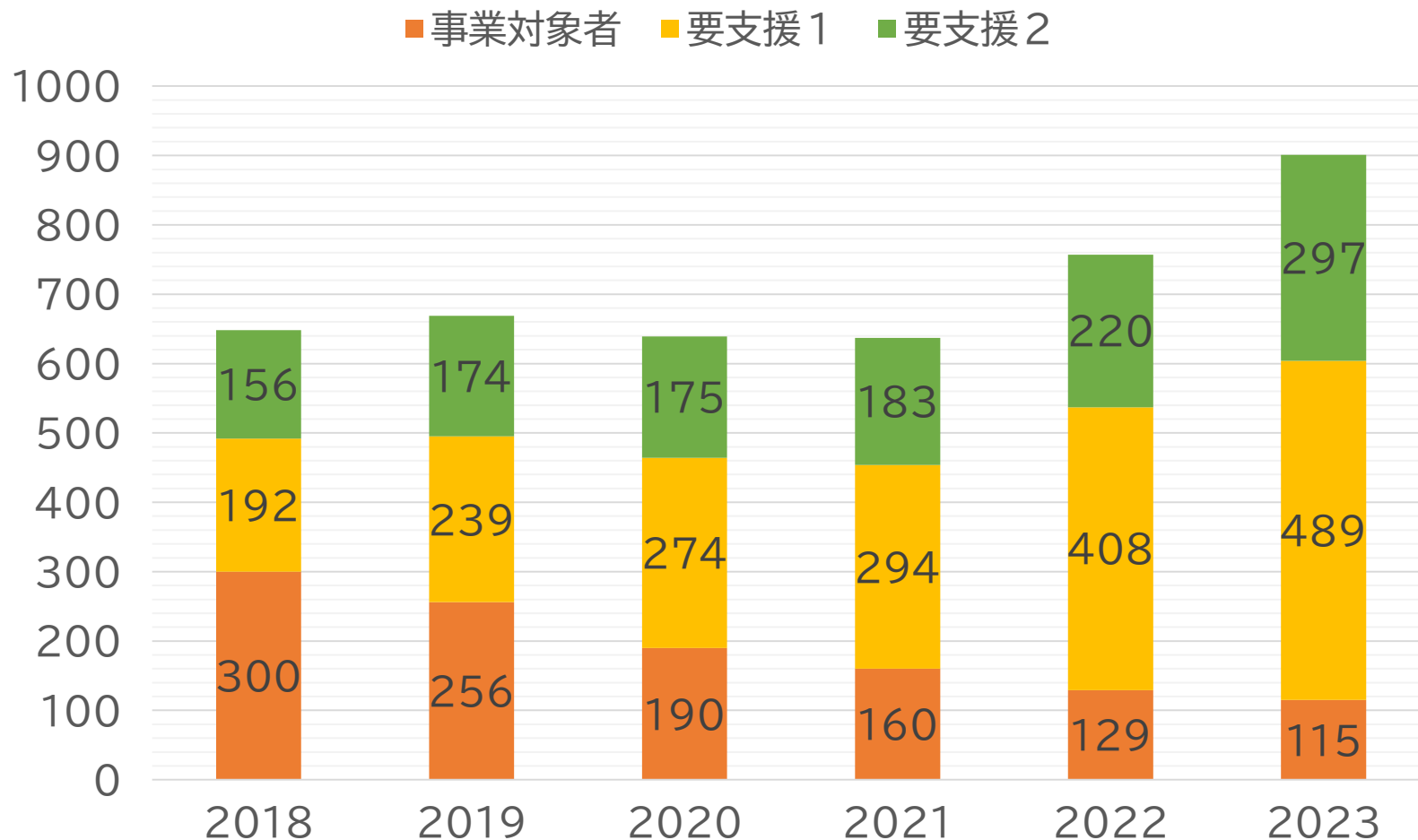
問2 通所介護相当サービスと訪問型サービスAを利用する場合、どのようなケアマネジメント類型・給付管理となるか。

答 指定事業所のサービスを利用していることから、ケアマネジメントはA類型、給付管理は通所介護相当サービスのみ行う。

問3 委託ケースにおいて、給付管理対象外のサービス（訪問A、通所・訪問C）のみ利用する場合、予防プラン委託料はどうか。

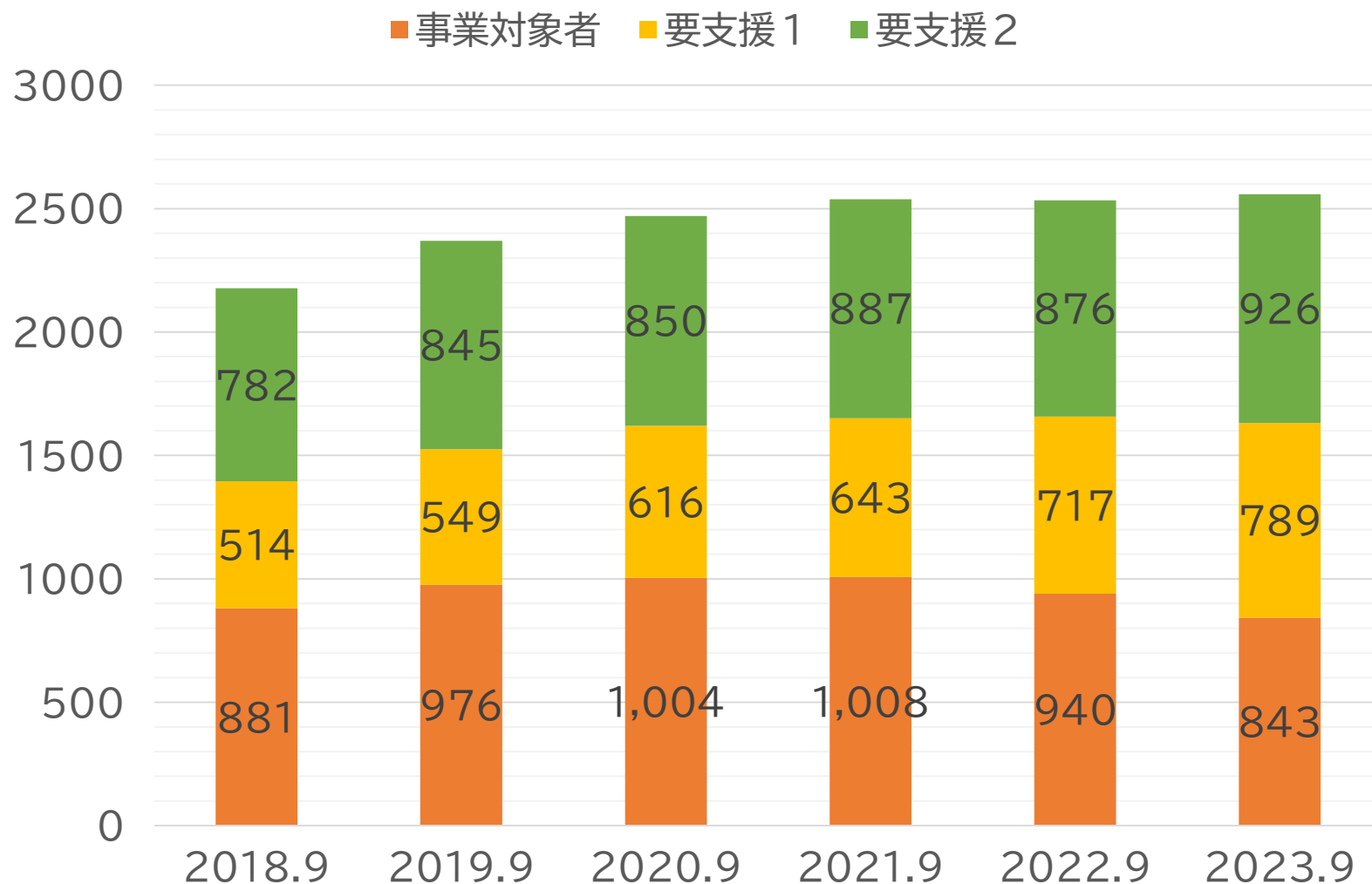
答 委託元の高齢者支援センターに業務委託料として請求する。高齢者支援センターは直接担当分と委託分を合わせて介護予防ケアマネジメント費として市へ請求する。

補足資料1：要支援・事業対象者の「新規」認定者数（八戸市）



※ 介護認定データをもとに当課が作成

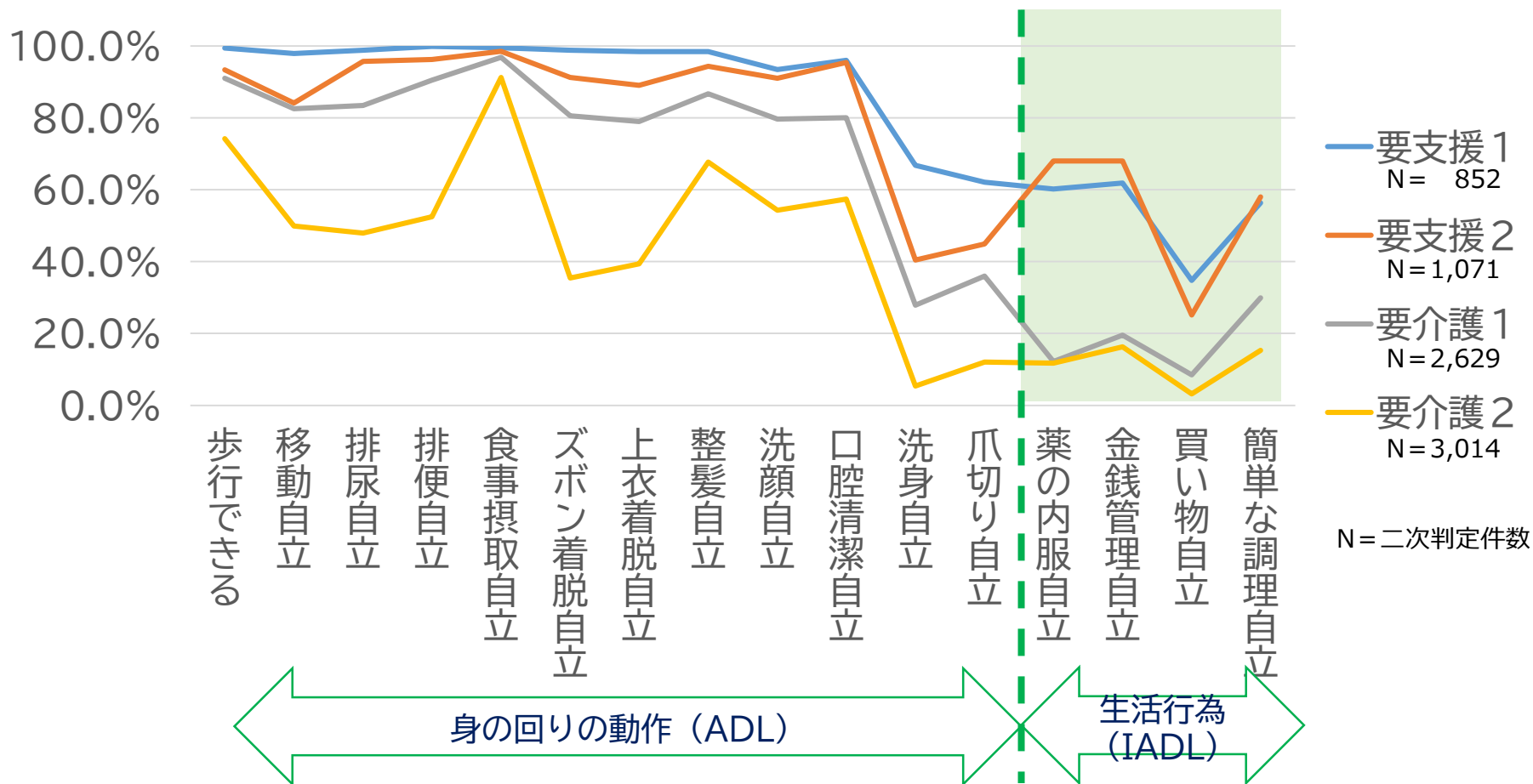
補足資料2：要支援・事業対象者の認定者数（八戸市）



※ 介護認定データをもとに当課が作成

補足資料3：八戸市の要支援要介護認定者の状況

要支援者のほとんどは身の回りの動作は自立しているが買い物など生活行為の一部がしづらい



N = 二次判定件数

※1 「歩行できる」には、「何かにつかまればできる」を含む。

※2 令和5年度要介護認定における認定調査結果データをもとに当課が作成。

総合事業に関する御質問はこちらまでお願いします。

kikangata@city.hachinohe.aomori.jp

八戸市福祉部高齢福祉課 地域包括支援センター